

令和5年4月14日配信

各報道機関 様

「下水道使用料の請求漏れ」へのお詫びと対応について

この度、本市の下水道を使用する方からお問い合わせがあり、下水道接続確認調査を実施したところ、下水道に接続しているにもかかわらず下水道使用料を請求していない、いわゆる「請求漏れ」があることが判明しました。

このような事案が発生し、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことに、深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

なお、事案の状況や対応等につきましては、次のとおりです。

【原因】

原因は、当時水道と下水道の部署がわかれておりそれぞれ届出が必要でしたが、利用者の方からの「下水道の使用開始届」が未提出であったことによるものでした。

下水道は、水道と違い開栓手続きをすることなく使用できるため、使用開始届の提出がなければ使用を把握することが難しく、こういった事案が発生したところです。

【対応】

- ①徴収漏れであることが判明した下水道利用者の方に対しましては、個別にお詫びを申し上げますとともに、下水道使用料の支払いをお願いしてまいります。
- ②現在は水道・下水道の開始届を一本化し、受付は佐賀西部広域水道企業団で行っていますが、水道開栓時において下水道の使用も開始されているか環境下水道課からも再確認を行います。
- ③今後は届出の必要性について、市民の皆様にごわかりやすく広報してまいります。

【件数、金額】

対象件数 24件 金額 1,713,110円

＜お問い合わせ＞

嬉野市役所 環境下水道課

担当 (下水道管理G) TEL0954-42-3317